

四日市地域総合会館あさけプラザ利活用方針策定業務委託

仕様書

1. 業務の目的

四日市地域総合会館あさけプラザ（以下「プラザ」という）は、貸館施設の会議室・ホール・体育館や、無料施設の図書館・機能回復訓練室（保健衛生施設）、浴室（高齢福祉施設）等で構成される複合コミュニティ施設。四日市市と朝日町、川越町、菰野町の住民が潤いのある生活を創造する「ふれあいと語らいの場」として開館し、令和6年8月に40周年を迎えた。

本業務は、建設から40年以上が経過したプラザにおいて、施設の老朽化や利用状況・利用者のニーズに変化が生じているなか、今後のプラザを更に安全・快適で持続可能な施設とするため、再整備に向けた利活用方針を策定することを目的とする。

2. 業務の履行期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。

3. 業務の実施に係る留意事項

- ① 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- ② 受託者は業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- ③ 受託者は業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行いその意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制・人員配置をもとに進めること。
- ④ 受託者は業務の実施にあたり、業務にかかる他の自治体の先進事例を収集し、業務への反映に努めるとともに実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- ⑤ 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- ⑥ 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ⑦ 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ⑧ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- ⑨ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

4. 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、業務の方針の設定やスケジュールの作成、疑義事項の確認、及び進捗状況の報告、検討用資料の作成・修正等について、本市と打ち合わせを行うこと。またその内容については、受託者がその都度議事録を作成し、本市に提出すること。

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、利活用方針の策定にあたっては、施設の充実だけを目的とするのではなく、その経済性や利便性の向上にも配慮して取り組むものとする。

(1) 現状と課題の把握・整理

① 施設の現状

既存資料等から、プラザ開館時の目的と施設・整備の状況、または貸館施設と無料施設の利用者の状況や、講座や教室などのソフト事業の状況、あるいは現行施設の劣化状況や改修状況、維持・管理コストの状況等を整理する。

② 利用者等の意見

令和6年度に実施したアンケート調査(郵送アンケート、利用者アンケート、ヒアリング等調査)の結果から、現在の利用者のニーズ等を整理する。

③ 周辺類似施設の状況

周辺地域の公共・民間の類似施設の状況を整理する。

(2) 利活用方針の基本的考え方の整理

① 利活用方針の作成

(1)での整理を踏まえ、利活用方針策定にあたっての考え方を整理する。

(3) 施設再整備計画の検討

① 再整備内容の整理

(2)の利活用方針を踏まえ、再整備にあたっての考え方を整理する。

② 利活用計画図の作成

前項までの検討結果を踏まえ、施設配置図、平面図を作成する。なお、作成に当たっては、既存図面をベースに再整備箇所の修正を行う。

(4) 概算事業費等の検討

① 概算事業費の算定等

設計・施工等を含めた再整備にかかる概算事業費を算定する。

② 整備スケジュール案の検討

設計・施工等を含めた再整備に係る事業スケジュール案を検討する。

(5) 検討用資料の作成(中間報告)

令和7年9月末を目途に、おおよその平面図またはその時点における概算事業費、おおまかな整備スケジュール案等をまとめた検討用資料を作成し、市に提出する。

(6) 利活用方針、及び概要版の作成

(1)～(4)までの検討結果に加えて、(5)の資料に対する市の意見をもとに、利活用方針を冊子として取りまとめるとともに、関係者等に説明するための概要版を作成するものとする。

なお、概要版は、図版を多用するなどわかりやすい内容を検討すること。

6. 成果品

成果品は次に定めるものとする。なお、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

各成果品の部数については、総頁数の調整により委託料の範囲内で変更することがある。

また、業務において作成した調査・分析資料等のデータについては、随時、市へ提供すること。

【中間報告成果品】

(ア) 検討用資料（概算事業費・事業スケジュール案・各種図面）

【成果品】

(ア) 利活用方針：A4判、カラー、データで納品

(イ) 利活用提案書：カラー、データで納品

※ データはPDF形式に加工し、電子記憶媒体に保存して提出すること

(ウ) 打ち合わせ記録

(エ) その他当該業務に付随する資料で、特に市が求めたもの

7. 委託料の支払い方法

業務完了後に一括して支払うものとする。

8. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ① 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ② 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② 上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合はその限りではない。

9. その他

- (1) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告しなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (4) 現地調査を行う場合は、事前にあさけプラザと日程等について調整を行うこと。

10. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を

いう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

1 1. 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ 上記①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

1 2. 障害者差別解消に関する事項

(1) 対応要領に沿った対応

- ① 本業務の委託を受けた受託者は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② 上記①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記（1）に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。